

附属機関の委員の報酬及び費用弁償並びに懇談会等の参加者の謝礼及び旅費に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、附属機関及び懇談会等の取扱いに関する指針（平成24年10月9日施行。以下「指針」という。）第5条及び第11条の規定に基づき、附属機関の委員の報酬及び費用弁償並びに懇談会等の参加者の謝礼及び旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬及び謝礼の基本方針)

第2条 附属機関の委員の報酬及び懇談会等の参加者の謝礼の額は、当該附属機関及び懇談会等の目的及び業務内容、当該委員及び参加者の選考趣旨及び役割、他市の状況等を総合的に勘案しながら適切に設定するとともに、社会経済情勢の変化、当該附属機関及び懇談会等の活動状況等を踏まえ、その額が適正であるかどうかについて不断の見直しを行わなければならない。

(報酬及び謝礼の基準)

第3条 附属機関（指針第2条第1号に規定する機関をいう。）の委員に支給する報酬の額は、生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年11月生駒市条例第12号）に定めるところによる。

2 懇談会等（指針第2条第2号に規定する会合をいう。）の参加者に支給する謝礼の額の基準は、次の表に定めるところとする。ただし、市議会議員にあっては、謝礼を支給しないものとする。

参加者の区分	支給額の基準
学識経験のある者として依頼された参加者 (以下「学識経験者」という。)	日額 14,000円以内
その他の参加者	日額 5,000円以内

(報酬及び謝礼の額等の決定)

第4条 附属機関の委員に支給する報酬及び懇談会等の参加者に支給する謝礼の額は、次に掲げる事項について、附属機関及び懇談会等ごとに決定権者が市長と協議の上、決定するものとする。

(1) 各委員及び各参加者に適用する区分

(2) 区分ごとの報酬及び謝礼の支給額

(参加者の区分の基準)

第5条 第3条第2項の表に掲げる参加者の区分の基準は、おおむね次のとおりとする。

(1) 学識経験者とは、当該懇談会等の目的、意見等を求める事項等に応じ、学術・技術上の研究及び特定の業務に関する深い専門知識又は経験に着目して参加を依頼される者をいい、大学の教授又は准教授、医師、弁護士、公認会

計士等の職にある者（資格を有する者）のほか、活動の経歴、実績等によりこれに相当する識見を有するものと認められる者が想定されるものであること。

- (2) その他の参加者とは、前号に規定する者以外の参加者で、まちづくりの主権者、担い手として参画し、公正な行政執行の確保を目的として客観的で中立の立場からの意見を求めること、行政運営への市民参加を促進し、市政に市民の意思を十分反映させること等を主眼として参加を依頼される者をいい、各種団体等の代表として参加を依頼される者、公募参加者として参加を依頼される者等が想定されるものであること。

(費用弁償及び旅費の基準)

第6条 附属機関の委員が会議等に出席する場合における費用弁償の支給は、生駒市の特別職の職員で非常勤のもの費用弁償に関する基準（平成25年1月1日施行）の定めるところによる。

- 2 前項の規定は、懇談会等の参加者が会議等に出席する場合における旅費の支給について準用する。

附 則

- 1 この基準は、平成24年10月9日から施行する。
- 2 この基準の施行の際現に附属機関の委員その他の構成員である者の報酬については、附属機関の委員の報酬及び懇談会等の参加者の謝礼に関する基準の規定にかかわらず、平成25年3月31日までの間、なお従前の例による。
- 3 附属機関等の委員の報酬等に関する基準（平成20年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この基準は、平成25年1月1日から施行する。